平成23年9月30日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例(平成23年糸島市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

- 第2条 条例第2条第3号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
  - (1) コンベンションホールを2以上有すること。
  - (2) コンベンションホールの床面積の合計が1,000平方メートル以上であって、当該コンベンションホールのうち少なくとも一については、その床面積が500平方メートル以上であること。
- 2 条例第2条第5号の規則で定める要件は、別表に掲げる基準に適合するホテル又は旅館で、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
  - (1) コンベンションホールを有し、その一の床面積が200平方メートル以上であること。
  - (2) 客室の数が、100室以上であること。

(課税免除の申請)

第3条 条例第3条の規定により課税免除の適用を受けようとする認定シティホテル、登録ホテル等及び認定ホテル等の所有者は、当該認定シティホテル、登録ホテル等及び認定ホテル等に該当することとなった日の属する年度の1月31日(当該認定シティホテル、登録ホテル等及び認定ホテル等に該当することとなった日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)までに、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(課税免除の認定)

- 第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除認定決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により課税免除の認定の決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

(変更事項の届出)

第5条 条例第5条の規定による届出は、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除適用事業者変更事項の届出書(様式第3号)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(適用事業者の承継)

- 第6条 条例第6条の規定により適用事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに糸島 市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除適用事業者地位承継申請書(様式第4号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 課税免除の適用を受けている家屋を譲り受けた事実及び期日を証する書類
  - (2) 条例第2条第1項に規定するホテル及び旅館であることを証する書類
  - (3) 適用事業者の地位を承継しようとする者が市税及び本市に関する使用料等を滞納していないことを証する書類
  - (4) 登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し(適用事業者の地位を承継しようとする者が法人の場合に限る。)
  - (5) 住民票の写し(適用事業者の地位を承継しようとする者が個人の場合に限る。)
- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、 糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除適用事業者地位承継承認決定通知書 (様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(廃止等の届出)

第7条 条例第7条の規定による届出は、糸島市ホテル及び旅館休業・廃業等届出書(様式 第6号)により行わなければならない。

(課税免除の取消し)

第8条 市長は、条例第8条の規定により課税免除の認定を取り消したときは、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除認定取消通知書(様式第7号)により当該適用事業者に通知するものとする。この場合において、当該取消しの効力は、取消しの事由が発生した時点に遡って生じるものとする。

(この規則に定めがない事項)

第9条 固定資産税の賦課徴収に関し、この規則に定めがない事項については、地方税法(昭和25年法律第226号)及び糸島市税条例(平成22年糸島市条例第59号)の例による。 (補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表(第2条関係)

### ホテル

- 1 次に掲げる要件を備えている客室の数が15室以上あり、かつ、客室総数の2 分の1以上あること。
  - (1) 洋式の構造及び設備をもって造られていること。
  - (2) 床面積が、通常一人で使用する客室については9平方メートル以上、その他の客室については13平方メートル以上であること。
  - (3) 適当な採光のできる開口部があること。
  - (4) 浴室又はシャワー室及び便所があること。
  - (5) 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備があること。
  - (6) 入口に施錠設備があること。
- 2 ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂が次に掲げる要件を備えていること。
  - (1) 洋式の構造及び設備をもって造られているものがあること。
  - (2) 付近に入口から男女の区別がある共同用の便所があること。
  - (3) 前2号に掲げる要件を備えているものが、収容人員に相応した規模であること。
- 3 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。
- 4 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。
- 5 冷房設備及び暖房設備があること。ただし、季節的に営業するため、又は当該地域が冷涼若しくは温暖であるため、その必要がないと認められるホテルについては、この限りでない。
- 8 客の利用に供する最下の階から数えて4番目以上の階を客の利用に供する場合は、客の利用に供する階の相互の間で利用できる乗用の昇降機があること。7 次の各号に掲げる標示すべき事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所に当該事項が客に分かりやすく標示されていること。
  - (1) 館内の主な施設及び設備の配置の標示 玄関、ロビー又はフロント
  - (2) 客室の室名又は室番号及び食堂その他客の共用に供する主な施設の標示 当該室等の外側

- (3) 会計場所の標示 会計場所
- (4) 避難設備、消火器等の配置図及び非常の際の避難経路の標示 客室
- (5) 非常口への道順の標示 廊下、階段その他の通路
- (6) 避難設備、消火器等の標示及びこれらの設備の使用方法 当該設備の設 置場所
- 8 客の宿泊に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結している こと。

### 旅館

- 1 次に掲げる要件を備えている客室(以下「旅館基準客室」という。)の数が 10室以上あり、かつ、客室総数の3分の1以上あること。
  - (1) 客室全体が、日本間として調和のとれたものであること。
  - (2) 畳敷きの室があり、当該室の床面積が、通常一人で使用する客室については7平方メートル以上、その他の客室については9.3平方メートル以上であること。
  - (3) 適当な採光のできる開口部があること。
  - (4) 冷房設備及び暖房設備があること。ただし、季節的に営業するため、又は当該地域が冷涼若しくは温暖であるため、その必要がないと認められる旅館については、この限りでない。
  - (5) 洗面設備があること。
  - (6) 入口に施錠設備があること。
- 2 浴室又はシャワー室及び便所の設備のある旅館基準客室の数が、2室以上あること。
- 3 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備のある旅館基準客室の数が、4室 (旅館基準客室の数が15室を超えるときは、その超える客室の数の4分の1に4 室を加えた数)以上あること。
- 4 ロビーその他の客の共用に供する室が次に掲げる要件を備えていること。
  - (1) 建物内部と調和のとれ、かつ、客の通常の利用に適したものがあること。
  - (2) 付近に入口から男女の区別がある共同用の便所があること。
- 5 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。
- 6 客の利用に供する最下の階から数えて4番目以上の階を客の利用に供する場合は、客の利用に供する階の相互の間で利用できる乗用の昇降機があること。
- ' 共同用の浴室又はシャワー室があること。ただし、すべての旅館基準客室に

浴室又はシャワー室がある場合は、この限りでない。

- 8 旅館基準客室(便所がないものに限る。)の客の共用に供する入口から男女の区別がある便所があること。
- 9 次の各号に掲げる標示すべき事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 場所に当該事項が客に分かりやすく標示されていること。
  - (1) 館内の主な施設及び設備の配置の標示 玄関、ロビー又はフロント
  - (2) 客室の室名又は室番号及び客の共用に供する主な施設の標示 当該室 等の外側
  - (3) 会計場所の標示 会計場所
  - (4) 避難設備、消火器等の配置図及び非常の際の避難経路の標示 客室
  - (5) 非常口への道順の標示 廊下、階段その他の通路
  - (6) 避難設備、消火器等の標示及びこれらの設備の使用方法 当該設備の設 置場所
- 10 客の宿泊に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結している こと。

### 様式第1号(第3条関係)

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)主たる事務所の所在地

名称

印

代表者氏名

電話

※個人にあっては、住所及び氏名

固定資産税の課税免除の適用を受けたいので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

課税免除の適用を受けようとする家屋の 名称及び所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
課税免除の適用を受けようとする家屋の 該当種別	<ul><li>□ 認定シティホテルの家屋</li><li>□ 登録ホテル等の家屋</li><li>□ 認定ホテル等の家屋</li></ul>
上記家屋に該当する こととなった日	年 月 日
添付書類	(1) 家屋の位置図・配置図・平面図 (2) 認定シティホテル及び登録ホテル等については、登録を証する書類の写しと登録部分が分かる図面 (3) 認定シティホテル及び認定ホテル等については、規則で定める要件を満たすことが分かる図面及び写真等 (4) 条例第2条第1号に規定するホテル及び旅館であることを証する書類 (5) 市税及び本市に関する使用料等を滞納していないことを証する書類 (6) 登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し(申請者が法人の場合に限る。) (7) 住民票の写し(申請者が個人の場合に限る。) (8) その他市長が必要と認める書類( )

様式第2号(第4条関係)

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除認定決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

### 糸島市長

年 月 日付けで申請があった固定資産税の課税免除の適用について、下記のとおり決定しましたので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

記

認定区分	可 · 否
課税免除の適用を受けようとする家屋の 名称及び所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
課税免除の内容	□ 認定シティホテルの家屋として認定 □ 登録ホテル等の家屋として認定 □ 認定ホテル等の家屋として認定 年度課税分から 年度課税分まで 別図に示す家屋に係る固定資産税の100分の50の課税免除
上記家屋に該当する こととなった日	年 月 日
認定条件	
備考	

### <異議申立て等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

	(第5条関係)	

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除適用事業者変更事項の届出書

年 月 日

糸島市長 様

(届出者)主たる事務所の所在地

名称

印

代表者氏名

電話

※個人にあっては、住所及び氏名

固定資産税の課税免除の適用を受ける際に申請した内容を変更したので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

課税免除の適用の認 定を受けた家屋の名 称及び所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
変更事項	□ ホテル及び旅館の名称変更 □ 代表者の変更 □ その他
変更の理由	
添付書類	

様式第4		

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除適用事業者地位承継申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)主たる事務所の所在地

名称

印

代表者氏名

電話

※個人にあっては、住所及び氏名

適用事業者の地位を承継したいので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

課税免除の適用を受け ている家屋の名称及び 所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
事由	□相続 □譲渡 □合併 □分割 □その他( )
承継の理由	
添付書類	(1) 課税免除の適用を受けている家屋を譲り受けた事実及び期日を証する書類 (2) 条例第2条第1号に規定するホテル及び旅館であることを証する書類 (3) 適用事業者の地位を承継しようとする者が市税及び本市に関する使用料等を滞納していないことを証する書類 (4) 登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し(適用事業者の地位を承継しようとする者が法人の場合に限る。) (5) 住民票の写し(適用事業者の地位を承継しようとする者が個人の場合に限る。)

様式第5			

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除適用事業者地位承継承認決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

### 糸島市長

年 月 日付けで申請があった適用事業者の地位承継の承認について、下記のとおり決定しましたので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

決定区分	可 · 否
課税免除の適用を受け ている家屋の名称及び 所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
事由	□相続 □譲渡 □合併 □分割 □その他( )
備考	

### <異議申立て等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6			

糸島市ホテル及び旅館休業・廃業等届出書

年 月 日

糸島市長 様

(届出者)主たる事務所の所在地

名称

印

代表者氏名

電話

※個人にあっては、住所及び氏名

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例第7条に該当したので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

課税免除の適用を受 けている家屋の名称 及び所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
事由	□休業 □廃業 □国際観光ホテル整備法の規定による登録の取消し □国際観光ホテル整備法の規定による登録の抹消
休業・廃業年月日又 は登録の取消し・抹 消年月日	
休業・廃業の理由又 は登録の取消し・抹 消の理由	

#### 様式第7号(第8条関係)

糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の課税免除認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

### 糸島市長

年 月 日 第 号で認定した固定資産税の課税免除について、下記のとおり認定を取り消しましたので、糸島市ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

課税免除の適用を受 けている家屋の名称 及び所在地	名称(ホテル及び旅館名): 所在地:糸島市
課税免除の内容	年度課税分から 年度課税分まで 別図に示す家屋に係る固定資産税の100分の50の課税免除
取消しの理由	
取消しの効力が発生 した日	年 月 日
備考	

### <異議申立て等>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)